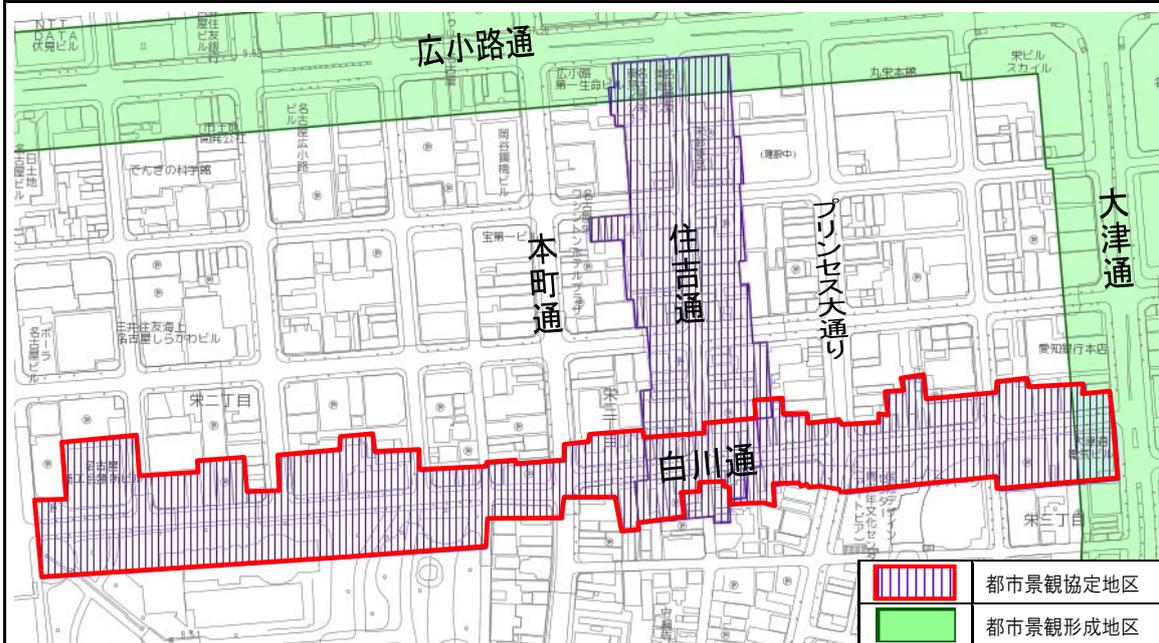


初回協定締結日:平成6年11月11日

## 白川通地区都市景観協定

平成16年11月9日第一回変更  
平成26年11月6日第二回変更



※地区内には協定に同意していない方が含まれています

### まちづくりの基本目標

- ・芸術及び文化の香りがたどよう格調高い都心のまちをつくる。
- ・華やかさと温もりを合わせもつ快適な都心のまちをつくる。
- ・だれもがいつでも安心して楽しみながら歩けるやさしいまちをつくる。
- ・居住者と来街者、歩行者と自動車が共存できる秩序あるまちをつくる。

### 建築物・工作物・広告物の基準

#### 【建築物】

- ・ケバケバしい色彩の使用や刺激的なデザインは避ける。
- ・電気、空調、排水等の建築設備、物干場、ゴミ収集設備等は、道路から目立たないようにする。
- ・シャッター等の閉鎖的なイメージを与えるものについては、シースルー化、アート化等に努める。
- ・ショーウィンドウを活用し、ファッション性のある商品や芸術品を展示するように努める。

#### 【工作物・広告物】

- ・むやみに奇抜なものは避けるとともに、極端に鮮やかな色や蛍光色は注意して使う。

#### (テント)

- ・まちなみとの調和に配慮した魅力あるものとする。
- 歩道に出る場合は、市の道路占用許可を得たものに限る。

#### (自動販売機)

- ・歩道にはみ出した設置はしない。また、色彩等デザインに配慮する。

#### (突出広告)

- ・歩道に出る場合には、下端の高さは歩道面から2.5m以上とし、突出幅は道路境界線から1m以内で市の道路占用許可を得たものに限る。

## 清掃・歩道の使用

・ゴミの処理に当たっては、美観を損ねないよう適切に行う。

〔コンテナボックスを利用する場合〕

・集合建築物等は敷地内にボックスの収納スペースを確保し、管理者等が責任を持ってボックスの管理を行い、路上にボックスを出しておかない。

〔ゴミ袋を利用する場合〕

・所定の場所に収集日の朝に袋の口をしぼって整然と出し、段ボール箱の利用はしない。

〔その他〕

・段ボール、雑誌、新聞紙等の古紙は資源回収業者に出すなど、ゴミの減量に努力する。

(歩道等の清掃)

・歩道に面した建築物の管理者、居住者は歩道等の清掃に心掛ける。おおむね一日2回くらい歩道上のゴミを清掃する。

(路上販売)

・歩道を利用して飲食物、絵画、果物等の路上販売はしない。

(荷解き・荷作り)

・歩道を商品保管、荷解き、荷作りの場所として使用しない。

(その他)

・歩道に植木鉢や飲食見本の飾り棚等を出さない。

<運営団体の事務局>

「白川通まちづくりの会」事務局

所在地:中区栄三丁目 14-22 中央電気工事(株)

電話番号:052(262) 2151

